

兵庫県公報

令和6年11月29日 金曜日 第571号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

ページ

○ 令和6年度農用地土壌汚染調査測定の結果（農業改良課）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更（治山課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 令和3年兵庫県告示第386号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成31年兵庫県告示第370号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5

公 告

○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請（総合農政課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	8
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	9
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	10
○ 入札公告（丹波県民局）	11

教育委員会公告

○ 入札公告	14
--------	----

警察本部公告

○ 落札者等の公示	17
-----------	----

正 誤

○ 平成29年3月31日付け兵庫県公報第2887号中	17
○ 令和元年5月31日付け兵庫県公報第10号中	17
○ 同 上	18
○ 同 上	18
○ 同 上	18
○ 同 上	19
○ 同 上	19
○ 令和2年6月30日付け兵庫県公報第118号中	19
○ 同 上	20

告 示

兵庫県告示第1038号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第12条の規定により、令和6年度農用地土壌汚染調査測定の結果を次のとおり公表する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
兵庫県加東市稲尾字中須165番1	田	300
兵庫県加東市稲尾字中須165番2	田	618
兵庫県加東市稲尾字中須165番3	田	249
兵庫県加東市稲尾字中須165番4	田	459
兵庫県加東市稲尾字赤ハゲ249番11	田	305

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年4月1日	5年	88,665円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年12月13日

(2) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県農林水産部総合農政課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

~~~~~

## 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第679号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 改正しようとする区域の案

市島Ⅰ（124060052）の頁中別図52を次の図面のとおり改める。

（図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 指定の案の閲覧期間

令和6年12月4日（水）から同月17日（火）まで

3 指定の案の閲覧場所

丹波県民局丹波土木事務所管理課及び丹波市役所春日庁舎道路整備課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

丹波県民局丹波土木事務所管理課  
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和6年12月17日（火）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年2月14日（金）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
徳尾(3)Ⅰ (124060014)	丹波市市島町徳尾 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
大杉(2)Ⅰ (124060017)	丹波市市島町徳尾 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
大杉(3)Ⅰ (124060018)	丹波市市島町徳尾 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
徳尾谷上(2)Ⅰ (124060020)	丹波市市島町徳尾 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
徳尾(1)Ⅱ (124060021)	丹波市市島町徳尾 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
徳尾谷上Ⅱ (124060023)	丹波市市島町徳尾 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
鴨阪(1)Ⅱ (124060034)	丹波市市島町上鴨阪 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
乙河内Ⅰ (124060067)	丹波市市島町乙河内 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

(別図1から別図8までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和6年12月4日（水）から同月17日（火）まで

3 指定の案の閲覧場所

丹波県民局丹波土木事務所管理課及び丹波市役所春日庁舎道路整備課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

丹波県民局丹波土木事務所管理課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和6年12月17日（火）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の方考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年2月14日（金）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
西 宮 市	阪神間都市計画地区計画	南甲子園 1 丁目南地区地区計画

都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
西 脇 市	東播都市計画地区計画	日野地区地区計画

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和6年11月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

兵庫県公報

令和6年12月3日 火曜日 第572号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	2
○ 保安林の指定予定（治山課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設変更許可申請の概要（環境整備課）	6
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請の概要（同）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	8

公 告

○ 落札者等の公示（県立総合衛生学院）	9
○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請（総合農政課）	9
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）	14
○ 落札者等の公示（物品管理課）	15
○ 旧住宅地造成事業に関する法律第12条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（但馬県民局）	15

病院局公告

○ 入札公告	16
--------	----

教育委員会公告

○ 入札公告	21
--------	----

警察本部公告

○ 入札公告	24
○ 同 上	26
○ 同 上	29

告 示

兵庫県告示第1049号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和6年12月3日

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

従前地			一時利用地		
所在及び地番	地目	面積（平方メートル）	仮地番	地目	面積（平方メートル）
兵庫県南あわじ市倭文長田字名草1452番1	田	1,518	35番	田	1,349
兵庫県南あわじ市倭文長田字名草1455番1	田	521	84番1	田	853
兵庫県南あわじ市倭文長田字名草1457番1	田	1,698	84番2	田	1,758
兵庫県南あわじ市倭文長田字名草1475番2	田	447			
兵庫県南あわじ市倭文長田字名草1476番2	田	1,077			
兵庫県南あわじ市倭文長田字名草1476番6	田	633			

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年4月1日	2年	2,372円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年12月17日

(2) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県農林水産部総合農政課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

~~~~~

## 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和6年12月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                  | 指 定 の 区 域      | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|----------------|---------------------|
| 岩宮(1)<br>(116010087) | 三木市岩宮(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和6年12月11日(水)から同月25日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所

〒679-1431 加東市社1075-2

(3) 提出期限

令和6年12月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年2月23日(日)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に係る届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年12月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 エピスタ西宮

所在地 西宮市田中町1番6号、26号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

阪神電気鉄道株式会社

大阪市福島区海老江一丁目1番24号

久須勇介

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

阪神電気鉄道株式会社

大阪市福島区海老江一丁目1番24号

秦 雅 夫

イ 変更後

名称

住所

代表者の氏名

阪神電気鉄道株式会社

大阪市福島区海老江一丁目1番24号

久須勇介

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

兵庫県公報

令和6年11月29日 金曜日 第571号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 令和6年度農用地土壌汚染調査測定の結果（農業改良課）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更（治山課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 令和3年兵庫県告示第386号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成31年兵庫県告示第370号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5

公 告

○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請（総合農政課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	8
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	9
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	10
○ 入札公告（丹波県民局）	11

教育委員会公告

○ 入札公告	14
--------	----

警察本部公告

○ 落札者等の公示	17
-----------	----

正 誤

○ 平成29年3月31日付け兵庫県公報第2887号中	17
○ 令和元年5月31日付け兵庫県公報第10号中	17
○ 同 上	18
○ 同 上	18
○ 同 上	18
○ 同 上	19
○ 同 上	19
○ 令和2年6月30日付け兵庫県公報第118号中	19
○ 同 上	20

告 示

兵庫県告示第1038号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第12条の規定により、令和6年度農用地土壌汚染調査測定の結果を次のとおり公表する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区町名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
中 里 町	神 戸 市	北 区	中里町一丁目		8番56の一部、8番174の一部、8番220から8番223まで、8番225から8番228まで、8番276、8番277、8番303から8番315まで、8番318から8番322まで、8番323の一部、8番387の一部、8番390
			山田町下谷上	中一里山	8番22の一部、8番24の一部、8番27、8番50、8番51の一部、8番52の一部、8番62の一部、8番63から8番65まで、8番66の一部

~~~~~

#### 兵庫県告示第1043号

令和3年兵庫県告示第386号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

北ノ町Ⅰ（113000078）の項中別図46を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第1044号

平成31年兵庫県告示第370号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

餅耕地(2)Ⅰ（123020056）の項中別図10を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

#### 兵庫県告示第1045号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第619号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                | 指定を解除する区域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 西山Ⅰ<br>(235000028) | 神崎郡市川町下牛尾（別図31のとおり） | 土石流                 | 別図31のとおり                      |

## 兵庫県告示第1046号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第360号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                   | 指定を解除する区域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|
| 市夜ヶ谷川Ⅱ<br>(223020101) | 養父市藪崎（別図77のとおり） | 土石流                 | 別図77のとおり                      |

## 兵庫県告示第1047号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第166号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                  | 指定を解除する区域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 石生南町Ⅰ<br>(124020144) | 丹波市氷上町石生（別図123のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図123のとおり                     |

## 公 告

## 農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

# 兵庫県公報

令和6年12月6日 金曜日 第573号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

### 告 示

|                                                |   |
|------------------------------------------------|---|
| ○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）                      | 1 |
| ○ 救急医療機関の認定（同）                                 | 1 |
| ○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）                            | 2 |
| ○ 家畜伝染病の発生（畜産課）                                | 3 |
| ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）        | 4 |
| ○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課） | 5 |
| ○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）                           | 5 |
| ○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）                        | 5 |
| ○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（淡路県民局）                   | 5 |
| ○ 同 上（同）                                       | 6 |
| ○ 同 上（同）                                       | 6 |
| ○ 同 上（同）                                       | 6 |
| ○ 同 上（同）                                       | 7 |
| ○ 同 上（同）                                       | 7 |

### 公 告

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| ○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）                  | 7  |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）                | 8  |
| ○ 同 上（同）                                 | 9  |
| ○ 同 上（同）                                 | 10 |
| ○ 令和7年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生募集（公園緑地課） | 11 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）         | 12 |
| ○ 同 上（東播磨県民局）                            | 13 |

### 教育委員会公告

|        |    |
|--------|----|
| ○ 入札公告 | 13 |
|--------|----|

### 公安委員会告示

|                   |    |
|-------------------|----|
| ○ 警備員指導教育責任者講習の実施 | 15 |
|-------------------|----|

## 告 示

### 兵庫県告示第1066号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和6年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 医療法人朗源会 大隈病院  
所 在 地 尼崎市杭瀬本町2丁目17番13号  
撤 回 年 月 日 令和6年10月31日

~~~~~

兵庫県告示第1067号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和6年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

夏梅(2)(急) I-2(123030154)の頁中別図8を次の図面のとおりに改める。

(これらの図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和6年12月13日(金)から同月27日(金)まで

3 改正の案の閲覧場所

但馬県民局養父土木事務所管理課及び養父市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

但馬県民局養父土木事務所管理課

〒667-0022 養父市八鹿町下網揚320

(3) 提出期限

令和6年12月27日(金)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年1月31日(金)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヨッテ杭瀬

所在地 尼崎市杭瀬本町一丁目1番1号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|
|----|----|--------|

|            |                   |      |
|------------|-------------------|------|
| 阪神電気鉄道株式会社 | 大阪市福島区海老江一丁目1番24号 | 久須勇介 |
|------------|-------------------|------|

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) 駅の街杭瀬ショッピングセンター

イ 変更後

ヨッテ杭瀬

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|
|----|----|--------|

|            |                   |      |
|------------|-------------------|------|
| 阪神電気鉄道株式会社 | 大阪市福島区海老江一丁目1番24号 | 藤原崇起 |
|------------|-------------------|------|

イ 変更後

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|
|----|----|--------|

|            |                   |      |
|------------|-------------------|------|
| 阪神電気鉄道株式会社 | 大阪市福島区海老江一丁目1番24号 | 久須勇介 |
|------------|-------------------|------|

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|--------|----|--------|
|--------|----|--------|